

家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託仕様書

1 件名

家庭廃棄物指定収集袋等製造・管理等業務委託

2 履行場所

武蔵村山市指定場所

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

4 業務の目的

本事業委託は、武蔵村山市（以下「委託者」という。）において、以下の業務を行うことで、もって武蔵村山市民に安定的に家庭廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチック）指定収集袋等（以下「家庭用収集袋等」という。）、事業系一般廃棄物指定収集袋等（以下「事業系収集袋等」という。）及び廃棄物処理券（以下「処理券」という。）を供給することを目的とする。

- (1) 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等製造業務
- (2) 家庭用収集袋等、事業系収集袋等及び処理券保管管理業務
- (3) 家庭用収集袋等、事業系収集袋等及び処理券配送業務

5 家庭用収集袋等、事業系収集袋等及び処理券の概要

- (1) 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等

種類		指定収集袋	外装袋
家庭用収集袋	家庭系可燃・不燃ごみ 兼用指定収集袋等	特小袋（5リットル相当）	左記袋 10枚/組
		小袋（10リットル相当）	左記袋 10枚/組
		中袋（20リットル相当）	左記袋 10枚/組
		大袋（40リットル相当）	左記袋 10枚/組
	家庭系容器包装 プラスチック用 指定収集袋等	小袋（10リットル相当）	左記袋 10枚/組
		中袋（20リットル相当）	左記袋 10枚/組
大袋（40リットル相当）		左記袋 10枚/組	
事業系収集袋	事業系一般廃棄物 指定収集袋等	小袋（10リットル相当）	左記袋 10枚/組
		中袋（20リットル相当）	左記袋 10枚/組
		大袋（45リットル相当）	左記袋 10枚/組

(3) 処理券

種類		区分
処理券	100 円券	6 枚/シート
	200 円券	6 枚/シート
	500 円券	6 枚/シート
	1,000 円券	6 枚/シート

6 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等製造業務の内容

(1) 家庭用収集袋及び事業系収集袋の仕様

ア 家庭用収集袋及び事業系収集袋の仕様

(ア) 材質等

種類		着色
家庭用収集袋	家庭系可燃・不燃ごみ兼用指定収集袋	緑色
	家庭系容器包装プラスチック用指定収集袋	ピンク色
事業系収集袋	事業系一般廃棄物指定収集袋	黄色

- a 二酸化炭素排出量削減のため、家庭用収集袋及び事業系収集袋は、バイオマス原料を25%以上使用し、公益財団法人日本環境協会のエコマーク又は一般社団法人日本有機資源協会のバイオマスマークを取得したものとすること。
- b 材料としてリニア低密度ポリエチレンを使用すること。
- c 炭酸カルシウムを増量剤として配合しないこと。
- d 家庭用収集袋及び事業系収集袋の色は現行品と同色とし、委託者が提示する現行品のサンプルに基づき調色すること。

(イ) 形状

手提袋（ガゼット・ベロ付）

(ウ) 寸法

種類	サイズ	横×縦(mm)	厚み(mm)	細部の寸法
家庭用収集袋	家庭系可燃・不燃ごみ兼用 指定収集袋 特小袋 (5リットル相当)	横 180/300× 縦 420	0.03	別途協議
	家庭系可燃・不燃ごみ兼用 指定収集袋 小袋 (10リットル相当)	横 260/400× 縦 500	0.03	別途協議
	家庭系可燃・不燃ごみ兼用 指定収集袋 中袋 (20リットル相当)	横 330/500× 縦 600	0.03	別途協議
	家庭系可燃・不燃ごみ兼用 指定収集袋 大袋 (40リットル相当)	横 450/650× 縦 750	0.03	別途協議

種類	サイズ	横×縦(mm)	厚み(mm)	細部の寸法
家庭用収集袋	家庭系容器包装プラスチック用 指定収集袋 小袋 (10 リットル相当)	横 260/400× 縦 500	0.03	別途協議
	家庭系容器包装プラスチック用 指定収集袋 中袋 (20 リットル相当)	横 330/500× 縦 600	0.03	別途協議
	家庭系容器包装プラスチック用 指定収集袋 大袋 (40 リットル相当)	横 450/650× 縦 750	0.03	別途協議
事業系収集袋	事業系一般廃棄物 指定収集袋 中袋 (20 リットル相当)	横 330/500× 縦 600	0.03	別途協議
	事業系一般廃棄物 指定収集袋 大袋 (45 リットル相当)	横 450/650× 縦 800	0.03	別途協議

※ 家庭用収集袋及び事業系収集袋の寸法は、JIS規格(Z1711-1994)を準拠すること。

(エ) 品質・強度

a 家庭用収集袋及び事業系収集袋の外観は均質で、ムラや異物の混入、ピンホールが無いなど、使用上の支障が無いこと。

また、形状は均等で、切断部など仕上げが良好なこと。

b 家庭用収集袋及び事業系収集袋の強度は、下記基準表の通りとする。

項目 (単位)		基準	測定方法
引張強さ (MPa)	縦	16.7 以上	JIS Z 1702-1994
	横	16.7 以上	
伸 び (%)	縦	250 以上	
	横	250 以上	
ヒートシール強さ (N/15 mm)	ガゼット部	13.0 以上	JIS Z 1711-1994
	平シール部	6.86 以上	

c 家庭用収集袋及び事業系収集袋については、環境負荷が少なく、安全で利用しやすいものとする。

(オ) 図案および表示、印刷等

a 委託者と協議し決定すること。

また、家庭用収集袋及び事業系収集袋において、委託者の指定する商品コード(JANコード)を印字すること。

b 家庭用収集袋及び事業系収集袋において、色合いや濃淡のばらつきが無いこと。

c 家庭用収集袋及び事業系収集袋の着色及び文字等の印刷について使用するインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。

d 顔料その他にカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属を含まないこと。

また、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制(NL規制)に準拠したインキを使用すること。

- e 家庭用収集袋及び事業系収集袋の文字等の印刷は、現行品と同様の文字、印刷色とし、委託者が提示する現行品のサンプルに基づくこと。
- (カ) 外国語対応
 - 家庭用収集袋に、袋の用途等が確認できるよう、英語、中国語（簡体字）、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語の5か国語を表記すること。
- (キ) 障害者対応
 - 家庭用収集袋は、種類が判別できるようエンボス加工をすべての袋に施し、障害者が家庭用収集袋を使用する上で、使いやすい仕様であること。
- イ 家庭用収集袋及び事業系収集袋の外装袋の仕様
 - (ア) 材質
 - a リニア低密度ポリエチレン（家庭用収集袋の外装袋）
 - b リニア低密度ポリエチレン（事業系収集袋の外装袋）
 - (イ) 形状
 - 平袋型
 - (ウ) 透明度
 - 透明
 - (エ) 寸法
 - 外装袋の厚みは0.025mm以上とし、家庭用収集袋及び事業系収集袋に対して不均等な大きさにならないようにすること。
 - また、家庭用収集袋及び事業系収集袋とも10枚1組とし、外装袋から中の家庭用収集袋及び事業系収集袋が1枚ずつ無理なく取り出せるような形状とすること。
 - (オ) 図案および表示、印刷等
 - a 委託者と協議し決定すること。
 - また、家庭用収集袋の外装袋及び事業系収集袋の外装袋において、委託者の指定する商品コード（JANコード）を印字すること。
 - b 家庭用収集袋の外装袋及び事業系収集袋の外装袋において、色合いや濃淡のばらつきが無いこと。
 - c 家庭用収集袋の外装袋及び事業系収集袋の外装袋の着色及び文字等の印刷について使用するインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。
 - d 顔料その他にカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属を含まないこと。
 - また、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠したインキを使用すること。
 - e 文字等の印刷は、家庭用収集袋の外装袋は表2色刷り・裏3色刷り、事業系収集袋の外装袋は表2色刷り（裏なし）にすること。

(カ) 外国語対応

家庭用収集袋の外装袋及び事業系収集袋の外装袋に、袋の用途等が確認できるよう、英語、中国語（簡体字）、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語の5か国語を表記すること。

(キ) 障害者対応

家庭用収集袋の外装袋は、外装を触って種類が判別できるよう、穴あけ加工をすべての外装袋に施し、障害者が指定収集袋を購入・使用する上で、中身が判別しやすく、使いやすい外装袋の仕様であること。

(ク) 外装袋の再利用

家庭用収集袋の外装袋は、電池などの有害性資源等の収集袋として再利用できること。

(ケ) 広告又は市事業紹介の印刷

a 家庭用収集袋の外装袋の裏面に、委託者が指定する広告又は市の事業紹介の印刷を全7種類それぞれに行うこと。

なお、委託者が指定する広告又は市の事業紹介の印刷内容については、契約期間内に変更する必要があるため、留意すること。

b 委託者が指定する広告又は市の事業紹介欄の文字等の印刷は、白色を含む3色刷り又は4色刷りにすること。

c 広告内容を印刷した袋のサンプルを委託者及び広告主の確認用として、各種2点ずつ、広告内容変更の都度委託者に提出すること。

ウ 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等の梱包

(ア) 梱包は種類ごとに段ボール箱に梱包するものとし、家庭廃用収集袋等は1箱30組入り、事業系収集袋等は1箱20組入りとする。

(イ) 段ボール箱の文字表示等については、委託者と協議し決定するものとし、種類ごとに容易に区別がつくようにすること。

また、印刷インクは環境負荷の少ないものを使用すること。

(ウ) 効率的な輸送を確保するため、複数段積み重ねても潰れない強度を有する段ボールを使用すること。

(2) 予定製造数

家庭用収集袋及び事業系収集袋の予定製造数は、以下のとおりとする。

種類		予定製造数			単位	
		令和7年度	令和8年度	令和9年度		
家庭用 収集袋	家庭系可燃 ・不燃ごみ兼用 指定収集袋	特小袋	408,000	408,000	408,000	枚
		小袋	919,800	919,800	919,800	枚
		中袋	1,512,900	1,512,900	1,512,900	枚
		大袋	1,010,700	1,010,700	1,010,700	枚
	家庭系容器包装 プラスチック用 指定収集袋	小袋	288,000	288,000	288,000	枚
		中袋	691,200	691,200	691,200	枚
大袋		547,500	547,500	547,500	枚	

種類			予定製造数			単位
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	
事業系 収集袋	事業系一般廃棄物 中袋		20,600	20,600	20,600	枚
	指定収集袋 大袋		92,000	92,000	92,000	枚

ア 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等の製造に関する注意事項

- (ア) 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等の製造業務は、国内工場で行うこと（原反、印刷、製袋、梱包作業）。
製造を開始する前に、製造工場の名称、所在地、製造能力等を委託者に書面で提出すること。
提出内容に変更がある場合は、事前に委託者の了承を得ること。
- (イ) 製造は出荷状況を把握し、欠品が発生しないよう材料調達および製造業務を履行すること。
- (ウ) 不良品または偽造等があった場合に一定の照合ができるよう、家庭用収集袋等、事業系収集袋等及び段ボール箱の1枚・1箱ずつに品質管理ロットナンバーを印字等施し、製造日等の把握ができるようにすること。
- (エ) 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等の底が抜けている等の不良品があった場合は、製造日、製造状況の把握及びその原因について調査し委託者へ報告すること。
また、その改善に必要な対策を講ずること。
なお、その交換については、受託者の責任において行うこと。
- (オ) 海外での生産、偽造防止の為に製造の原産国表示（MADE IN JAPAN）を家庭用収集袋等、事業系収集袋等及び段ボール箱1枚・1箱ずつに印刷すること。

イ 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等の品質検査

- (ア) 下記項目につき、第三者公的機関での検査報告書を提出すること。
- a 厚み（JIS Z 1711-1994に準拠し測定。）
 - b 引張強さ・伸び（縦及び横）（JIS Z 1702-1994に準拠し測定。）
 - c ヒートシール強さ（平シール部、ガゼットシール部）（JIS Z 1711-1994に準拠し測定。）

7 家庭用収集袋等、事業系収集袋及び処理券保管管理業務の内容

(1) 保管業務

ア 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等

- (ア) 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等の保管は、武蔵村山市役所から直線距離10キロメートル以内の場所で行うこと。
- (イ) 保管倉庫における盗難・流出・火災等が発生しないよう、十分に安全対策を講ずること。
- (ウ) 保管倉庫に、武蔵村山市占有の場所を十分に設け、他の荷物と混在しないよう対策を講ずること。
- (エ) 契約終了時における、倉庫に保管されている家庭用収集袋等及び事業系収集袋等の買い取りについては、双方協議の上定めるものとする。

イ 処理券

- (ア) 処理券は、武蔵村山市が指定した場所から受け取ることとする。
- (イ) 処理券の保管は、武蔵村山市役所から直線距離10キロメートル以内の場所で行うこと。
- (ウ) 保管倉庫における盗難・流出・火災等が発生しないよう、十分に安全対策を講ずること。
- (エ) 保管倉庫に、武蔵村山市占用の場所を十分に設け、他の荷物と混在しないよう対策を講ずること。
- (オ) 契約終了時における、倉庫に保管されている処理券の買い取りについては、双方協議の上定めるものとする。

(2) 在庫管理業務

ア 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等

- (ア) 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等の需要を把握し、欠品や過剰在庫にならないよう在庫管理を行うこと。
- (イ) 契約満了時に過度の在庫を残さないように注意すること。
- (ウ) 契約満了時に残った在庫は、委託者担当者の立会いの下数量確認を実施し、委託者は委託料を支払うものとする。
なお、6(1)エに定める事項について円滑に業務を履行できるよう、在庫状況について適宜委託者へ報告すること。
また、受託者に変更があった場合には、前受託者は、次年度の受託者に引き渡すこと。
ただし、受託者に変更が無かった場合は、この限りではない。

イ 処理券

- (ア) 処理券の需要を把握し、欠品や過剰在庫にならないよう在庫管理を行うこと。
- (イ) 契約満了時に過度の在庫を残さないように注意すること。
- (ウ) 契約満了時に残った在庫は、委託者担当者の立会いの下数量確認を実施し、委託者は委託料を支払うものとする。
なお、6(1)エに定める事項について円滑に業務を履行できるよう、毎年度市が指定する日に、市が指定する場所に処理券を配送し、在庫の確認を受けること。
また、受託者に変更があった場合には、前受託者は、次年度の受託者に引き渡すこと。
ただし、受託者に変更が無かった場合は、この限りではない。

8 家庭用収集袋等、事業系収集袋等及び処理券配送業務の内容

(1) 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等

- ア 週2回配送することとし、注文締切日の翌営業日に配送すること。
- イ 取扱店への配送については、委託者及び武蔵村山市指定収集袋等受注等業務委託受託者より送付されたCSVデータに基づき行うこと。
なお、CSVデータの様式については、別途協議の上定めることとする。

ウ 配送先は以下のとおりとすること。

(ア) 指定収集袋取扱店（概ね120店舗を想定）

(イ) 武蔵村山市ごみ対策課

(ウ) その他武蔵村山市指定場所

エ 配送単位は以下のとおりとすること。

種類		配送単位
家庭用 収集袋等	家庭系可燃・不燃ごみ兼用指定収集袋 (4サイズ)	1箱 (30組/箱)
	家庭系容器包装プラスチック用指定収集袋 (3サイズ)	1箱 (30組/箱)
事業系 収集袋等	事業系一般廃棄物指定収集袋 (2サイズ)	1箱 (20組/箱)
処理券	処理券 (4種類)	1シート

オ 指定収集袋等取扱店への各種指定収集袋の配送には、武蔵村山市専用の納品伝票を使用し、発注数と配送数に誤りがないことを確認できるよう対策を講じること。

なお、納品伝票については、取扱店控え、武蔵村山市指定収集袋等受注等業務委託受託者控え及び受託者控えの3枚つづりのものを使用することとし、納品時には必ず取扱店の受領印をもらうこと。

(2) 予定配送数

指定収集袋等の予定配送数は、以下のとおりとする。

ア 家庭用収集袋等及び事業系収集袋等

種類			予定配送数			単位
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	
家庭用 収集袋	家庭系可燃 ・不燃ごみ兼用 指定収集袋	特小袋	1,360	1,360	1,360	箱
		小袋	3,066	3,066	3,066	箱
		中袋	5,043	5,043	5,043	箱
		大袋	3,369	3,369	3,369	箱
	家庭系容器包装 プラスチック用 指定収集袋	小袋	960	960	960	箱
		中袋	2,304	2,304	2,304	箱
大袋		1,825	1,825	1,825	箱	
事業系 収集袋	事業系一般廃棄物 指定収集袋	中袋	103	103	103	箱
		大袋	460	460	460	箱

a 家庭用収集袋・・・30組/箱（10枚/組）

b 事業系収集袋・・・20組/箱（10名/組）

c 家庭用収集袋の配送数には、減免用を含む。

イ 処理券

種類		予定配送数			単位
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	
処理券	100円券	500	500	500	シート
	200円券	5,100	5,100	5,100	シート
	500円券	1,800	1,800	1,800	シート
	1,000円券	750	750	750	シート

9 貸与品及び支給用品

- (1) 本業務の履行にあたり必要な設備、機材、人員等については、すべて受託者が負担するものとする。
- (2) 各種指定収集袋の資料、その他本業務に関する資料については、紙及びデータで受託者へ引き渡すものとする。
なお、受託者へ貸与した資料等は、業務完了時に委託者へ返還するものとする。

10 業務の報告及び提出書類等

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに、「業務責任者届」「業務履行体制表」「作業予定表」「着手届」を提出すること。
- (2) 受託者は、製造ロットごとに、製造した指定収集袋の中からサンプル品を各種1点ずつ提出すること。
- (3) 受託者は家庭用収集袋等、事業系収集袋及び処理券の配送後7営業日以内に配送が完了したことを示す書類を武蔵村山市指定収集袋等受注等業務委託受託者に送付すること。
なお、送付方法については、FAX又は電子メールのいずれかとする。
- (4) 受託者は、毎月の業務履行後、翌月10日までに「業務完了報告書」、「配送実績報告書」、「倉庫内保管在庫報告書」、その他受託者は家庭用収集袋等、事業系収集袋等又は処理券取扱店ごと、また、商品ごとの納品一覧表を作成し、委託者及び武蔵村山市指定収集袋等受注等業務委託受託者に提出すること。
なお、提出様式については、別途協議の上定めることとする。
- (5) 家庭用収集袋等、事業系収集袋等又は処理券取扱店の受領印のある納品伝票のうち、武蔵村山市指定収集袋等受注等業務委託受託者控えについては原本を武蔵村山市指定収集袋等受注等業務委託受託者に提出すること。
- (6) 配送実績報告書
※ 年度末までの年間配送実績報告書を含む。
- (7) 倉庫内保管在庫報告書
※ 年度末時点での、倉庫内にある各種指定収集袋在庫報告書を含む。

1 1 支払方法

委託料の算出については、以下のとおりとする。

- (1) 各種指定収集袋の契約単価については、製造・保管及び配送に係る費用とし、各種指定収集袋は1枚あたりの単価とする。
- (2) 各種類の契約単価に、指定収集袋等取扱店等への配送実績を種類ごとに乗じて得た額を各種類の金額とし、円未満の端数は切捨てとする。
なお、契約単価には消費税を含まないものとする。
- (3) 委託料は、単価表で示す種別ごとに、1ヵ月を単位として支払うものとする。
- (4) 委託料は、(2)で算出した各種類の金額を、単価表で示す種別ごとに合算し、得た数に消費税（業務を完了した日が属する月の消費税及び地方消費税の税率を適用する）を加算した額とする。
なお、円未満の端数は切捨てとする。

1 2 その他

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質現象装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (2) 業務工程等については、契約締結後速やかに調整を行うこと。
- (3) 業務の履行にあたっては、業務責任者を配置し、十分な経験を持つ者を充てること（資格等）。
- (4) 緊急に報告する必要がある案件については、速やかに委託者に連絡すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、双方協議の上定めることとする。